

P.134

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、移住・定住促進について、お伺いいたします。

全国的にも少子高齢化と人口減少が進む中、本市もその例外ではありません。「選ばれるまち 住み続けたいまち」を目指し、人口減少に歯どめをかけ、定住人口の増加を図ることを重要課題の1つとして、さらなる取り組みが必要であると考えます。本市においては、平成28年10月より、空き家の有効活用を通じて、市内への定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、亀岡市空き家バンクが設置されています。これまでの空き家バンクの物件登録数、成約数、利用希望登録数など、運用状況について、お尋ねいたします。

P.134

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

平成28年10月に空き家バンクを設置したところでありますが、平成30年2月26日現在であります、空き家の登録数が累計で20軒、そのうち成約した軒数が6軒、利用登録が74人となっています。このうち、市外の方につきましては成約が2軒、利用登録が49人となっているところであります。

P.134

◆（山本由美子議員） 運用状況について、今、御答弁いただきましたけれども、利用希望者のニーズに応えるためには、物件登録数をふやすということが課題になるかというふうに思うのですけれども、その課題解決のために、本市として取り組まれていることがありましたら、お聞かせください。

P.134

◎市長（桂川孝裕） 登録数の増加につきましては、毎年5月に固定資産税・都市計画税の課税通知を送付しておりますけれども、このうち、市外の方への送付分につき、空き家バンク及びふるさと納税による空き家管理サービスの案内を同封いたしているところでございます。また、3カ月に一度開催しております空き家相談会につきましては、新たに京都司法書士会及び京都土地家屋調査士会の御協力をいただくこととなっており、相談体制の充実を図ることといたしております。

こうした取り組みを着実に進め、空き家の登録数の増加につなげていきたいと考えているところでございます。

P.134

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは次に、本市においては、亀岡市定住促進会議での検討の中で、30代を中心とする子育て世代を移住・定住の主なターゲットとして位置づけられておりますが、子育て世代を対象に実施している移住・定住促進事業とその成果について、お伺いいたします。

P.135

◎市長（桂川孝裕） 議員が今言われましたように、亀岡市としては30代を中心とする子育て世代をターゲットとして、さまざまな取り組みを今進めているところでございます。

具体的には、親元へUターンをされる子育て世代を対象にした同居・近居支援補助金制度の創設と運用、田舎での子育てを前面に出した移住セミナーや、現地見学会の実施などを行っております。同居・近居支援補助金につきましては、本年度6組19人のUターン者への補助を行ったところでございます。

移住セミナーや現地見学会につきましては、こうしたイベント経由での移住者が、3月末までの予定も含めると、6組20人あり、着実に成果が出てきているというふうに考えているところでございます。

移住促進特別区域につきましては、現在、保津町、西別院町、東本梅町、馬路町、旭町の5町を指定しており、近く、千歳町も追加される予定となっているところでございます。指定された各町では、移住者を積極的に受け入れるための新しい地域づくりをしようという機運が高まってきているところでございます。

来る3月10日、土曜日には、西別院町で「いなか子育てを知るランチ会」という、移住希望者向けのイベントを京都府南丹広域振興局と共催で開催いたしますが、申し込みがおかげで定員を超えている状況となっているところでございます。今後も積極的にPRを行い、定住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

P.135

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

さまざまな事業や取り組みによって、安心して住み続けたいまち亀岡ということで、認識もしていただき、また関心も深めていただいていることと思います。移住・定住を考えておられる子育て世代は、こども医療費助成制度についても関心のある情報の1つとして注目されております。

本市においては、これまで限られた財源の中で、計画的に拡充が図られてきましたが、今回、京都府の平成30年度の予算案に、子育て家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成全般のあり方等について検討を行うことを目的に、あんしん医療制度検討費として、100万円が計上されておりました。このような動きのある中で、こども医療費助成制度の拡充について、本市の考えは、午前中も質問がありましたので聞かせていただいたところではありますけれども、財源が伴うことですので、現段階で具体的なことを示すことはできないかと思っておりますけれども、府下の中での本市の状況を踏まえて、市長の思い、考えを聞かせていただきたいと思っております。

P.136

◎市長（桂川孝裕） こども医療費助成制度につきましては、地方自治体の財政力により、制度に差が生じている現状から、全国一律の制度として統一的に実施するよう、以前から京都府を通じて国に要望しているところでございます。

今回、京都府において、平成30年度当初予算に、制度拡充の検討に必要な経費が計上されたということは、大変期待するところでありますし、本市においても、本市の財政状況を見ながら、可能な範囲で制度拡充の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

そのためには、きのうもありましたが、スクラップ・アンド・ビルドがやはり必要なのかなというようなことも考えて、もちろん、今いろいろな制度がたくさんありますから、全ての制度を適用できればいいわけではありますが、その中で一番、亀岡市にとっていいものを、今、いろいろと考えているところでございます。

医療費がかからないということは、子どもにとっての安心安全や、また親御さんにとっても必要なことだというふうに思っていますので、少し前向きには考えてまいりたいと思っております。

P.136

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

府の動きがありましたので、拡充に向けて少し現実的になってきたのかなと思っております。できるだけ優先順位をつけてということでありますけれども、導入に向けてお願いしたいと思います。

それでは次に、本市では現在、婚活イベントを行い、出会いの場を創出されていますが、もう一歩進んで、結婚につながる取り組みも推し進めていく必要があると考えます。少子化や若い世代の人口流出に歯止めをかけようと、結婚や新生活などを応援する結婚新生活支援事業を導入している自治体がふえつつあります。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、若者が結婚に踏み切れない理由として、結婚資金を挙げた割合は、男性で43.3%、女性で41.9%に上りました。また、内閣府の調査では、行政に実施してほしい取り組みとして、結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援が第3位となっております。

そこで、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、結婚により本市で新生活を始める方を対象に、住居費や引っ越し費用など、経済的な支援を行う結婚新生活支援事業の導入について、本市の考えをお尋ねいたします。

P.136

◎市長（桂川孝裕） 結婚新生活支援事業につきましては、婚姻届提出日時点において、夫婦双方または一方が40歳未満で、夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯を対象に、住宅の購入や賃貸、また引っ越しなどにかかる経費を、所得の合計額が340万円未満の世帯には最大24万円、340万円以上500万円未満の世帯には、最大18万円の補助をする制度となっております。

この補助金の対象者の正確な算出は困難であります。平成28年度の本市への婚姻届提出数が328件であること、また、婚姻数に占める対象者の割合が、かなり多いと想定されることから、本市の負担額は、およそ1,000万円程度になるのではないかなというふうに試算しております。

やはり大変、金額的に高額になるということもありますし、この経済的負担の軽減が一時的なものということも含めて考えると、これを本当に導入するのがいいのかなと。先般、高齢者のバス交通に1,000万円の予算を充てたわけですが、その辺を鑑みながら、その1,000万円というものが、今、亀岡市の全体を見の中で、本当にそれが一番いいのかどうかということも判断しながら、取り組んでまいりたいというふうに思っています。

もう少しやはり亀岡市としては、効果的な方法だとか、事業についてどのようにしたらいいかということ、少し研究してまいりたいというふうに思っております。

P.137

◆（山本由美子議員） 今、市長のほうから御説明いただいたのですけれども、この事業は、この平成30年度予算案では、夫婦がともに34歳以下で、年間所得合計が340万円未満の世帯を対象に、補助の上限額を24万円から30万円に

増額して、国が必要な経費を2分の1補助して、残りの2分の1を自治体が負担するという仕組みになっております。京都府では、この自治体が2分の1負担となっている部分を半分負担していただけるということで、国が2分の1、府が4分の1、市が4分の1の負担となっております。

予算がということだったんですけれども、実施されている自治体というのは、その自分のところの予算に合った事業をされておりまして、予算がなくなり次第に締め切らせていただきますということを書いてあったりとか、あとは先着20組までとか、そういうふうなことで、財政状況に合った中で、低所得者の若い世代の方の結婚を後押しするという形でしている事業ですので、また考えていただきたいというふうに思います。

この事業は、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うための入り口に当たりますので、婚活支援事業、もう既にいただいているのですけれども、その事業と並行して少子化対策の強化を図るとともに、若者の定住のきっかけづくりとして、ぜひこの事業を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは次に、平成30年度より返済不要の給付型奨学金が本格実施されますが、現段階では返済が必要な貸与型の奨学金がほとんどです。日本学生支援機構によれば、平成26年度に同機構の奨学金を借りている大学生は全体の38.7%に上り、利用者は増加傾向にあります。しかし、大学卒業後に就職しても低収入などの事情から、返済の負担が重く、3カ月以上返済が滞納している人は、平成26年度で約17万人に上ります。こうした事情を背景に、若者の市内流入、定住促進と市内中小企業の人材確保を目的として、奨学金の返済額の一部を助成する奨学金返済支援事業を導入している自治体があります。この事業の導入について、本市の考えをお聞かせください。

P.138

◎市長（桂川孝裕） 本市におきましては、若年層が就職等を理由に転出することが、人口減少の大きな要因となっているところであります。そのため、奨学金の返済を支援する制度により若年層を呼び込む施策は、一定の効果が望める可能性があると考えていますけれども、奨学金の返済支援が着実に定住につながるかどうかという問題もあるというふうに思っております。費用対効果や助成の方法等についても、少し研究していかねばならないと思っています。

P.138

◆（山本由美子議員） 大阪府大東市では、今年度からこの事業を実施されております。約20件の申請があったそうなのですが、始めたばかりなので、大東市に既に住んでいる方からの申請が多かったということでしたが、大学に通うために大東市に下宿をしている方からも制度についての問い合わせがあったり、また市外の方からも問い合わせがふえて、中小企業の人材確保が厳しい現状から、市内の中小企業からも高い評価を受けているということでした。今後、費用対効果もあるかと思いますが、若者を支援するという立場からも、また定住促進という形からも、また御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは次に、いじめ防止対策について、お伺いたします。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行された以降も、いじめや子どもの自殺は減少するどころか、増加傾向にあります。

文部科学省によりますと、平成28年度に認知されたいじめは、全国において32万3,143件で、過去最多を記録しました。深刻な数字と受けとめ、さらなるいじめ防止等の対策を推進することが重要であると考えます。

平成26年5月に策定された亀岡市いじめ防止基本方針の中には、策定から3年の経過を目途に、国・府の動向を踏まえて見直しを検討していくと明記されております。昨年3月、国においていじめ防止基本方針が改正されましたが、亀岡市いじめ防止基本方針の見直しについて、検討状況をお伺いたします。

P.138

◎教育長（田中太郎） 教育長、お答えいたします。

今、議員も御指摘がありましたように、平成29年3月に、文部科学省は、いじめ防止等のための基本的な方針について、いじめの認知、教職員間での情報共有のあり方について、またいじめの解消の定義等について、改定がなされたところでございます。

これを受けまして、現在、京都府教育委員会でも基本方針の見直しがなされておりまして、3月中には改定されるというふうに聞いておりますので、この府教委の改定を受けまして、本市のいじめ防止基本方針については、平成30年度の中で見直しをしていく予定をしております。

以上です。

P.139

◆（山本由美子議員） 国の改正を受けて、府の教育委員会で今、改正の検討をされているということですが、この国の改正点を踏まえまして、本市の状況ですね。これを鑑みたときに、どのような点を改正する必要があるとお考えか、今、現時点でわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

P.139

◎教育長（田中太郎） 1つは、教職員間での情報共有についてでございます。

先日も舞鶴市の事象が新聞にも報道されていましたが、十分教職員に共有化されていなかったということが大きな原因だというふうに言われておりますので、こういった点については十分検討していきたいと思っております。いじめの解消の定義につきましても、これは既に今年度のいじめ調査から、この改めた定義で、解消については、数字を確定していくということになっておりますので、こういった部分についても、この基本方針の中に改めて盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

P.139

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは次に、本市における小・中学校の平成27年、平成28年のいじめの認知件数をお聞かせください。

P.139

◎教育長（田中太郎） 平成27年度の亀岡市におけるいじめの認知件数ですが、小学校では1,623件、中学校では144件となっています。平成28年度は、小学校で1,433件、中学校では152件となっています。例年、京都府は全国でいじめの認知件数が最多となっております。これは、京都府独自にいじめ調査を定期的に行っておりまして、小さな事象もいじめとして対応しているということが背景としてあるということでございます。

以上です。

P.139

◆（山本由美子議員） それでは、いじめの発見のきっかけについて、お伺いいたします。

P.139

◎教育長（田中太郎） 今も申しましたように、平成28年度の調査では、95.8%がいじめアンケート調査による発見でございました。また、3.3%が、学級担任を初めとした教職員が直接発見したケースとなっております。児童生徒やその保護者からの直接の訴えにより発見するケースも、わずかではありますけれども、報告されています。常に、いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こるということで、児童生徒の実態把握に努めるよう、各学校には指導しているところでございます。

以上です。

P.140

◆（山本由美子議員） 今、教育長のほうからお話がありましたけれども、本市では、早期発見のために、1学期と2学期の終わりにアンケート調査を実施されているとお聞きいたしました。その調査から見えてくる本市のいじめの態様、傾向とその対応についてお伺いいたします。

P.140

◎教育長（田中太郎） 先ほど、いじめの認知件数を報告させていただきましたけれども、このいじめの認知件数は、小学校2年生をピークにして、学年が上がるにつれて減少しています。低学年の子どもたちは、コミュニケーション能力がまだまだ不足していることもありまして、冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われるといった態様が最も多くなっているところでございます。また、軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをしてたたかれたり、けられたりするといったような態様が、大変多くなっております。仲間はずれ、あるいは無視、暴力、金品をたかられる、ネットでの誹謗中傷といったような事象も、わずかですが報告をされているところでございます。

アンケート調査により早期発見したいじめにつきましては、必ず個々の児童生徒に、担任等の先生方が面談での聞き取りを行って、特に加害児童生徒に対しては、丁寧に指導するなどの早期対応をしているところでございます。

以上です。

P.140

◆（山本由美子議員） 傾向と対応ということで聞かせていただいたのですが、先ほど、いじめ件数がありましたが、こういう対応によって解消した数、解消した率というのはわかりますでしょうか。

P.140

◎教育長（田中太郎） 今、ちょっと手元にデータを持っておりませんので、申しわけございません。

P.140

◆（山本由美子議員） 通告していませんでしたので、また聞かせていただきたいと思っております。

それでは次に、平成29年7月に、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。大綱では、子ども・若者の自殺

対策が重点施策とされ、子どものいじめ相談の充実とあわせて、困難やストレスへの対処方法を身につけるSOSの出し方教育などの必要性が指摘されております。本市におけるSOSの出し方教育の取り組みについて、お尋ねいたします。

P.141

◎教育長（田中太郎） 今も述べましたアンケート調査も、1つにはSOSの出し方の取り組みというふうを考えておりますが、日常的に困ったことや嫌なことがあったときには、保護者、あるいは先生方、スクールカウンセラー等に相談するように、子どもたちには指導しているところでございます。また、現在さまざまな相談機関がございますが、こうしたものがわかるパンフレット等も配布しておりまして、いじめに限らず、さまざまな課題について、そうした機関も活用できるように、指導、周知も図っているところでございます。

いずれにしても、子どもの変化やSOSを教職員一人一人が見逃さずに受けとめて、情報共有を図ることが大切だと考えております。

以上です。

P.141

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

誰にも相談できずにいじめや自殺に悩んでいる児童生徒には、つらいときにはSOSすることも大切なんだということを、しっかりと伝えていただきたいと思いますし、また、教職員の方は、児童生徒が発するSOSについて、しっかりと受けとめて対応していただきますように、あわせてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、本市では相談窓口として、かめおかサポートコールを開設されていますが、利用件数と周知方法について、お伺いいたします。

P.141

◎教育長（田中太郎） かめおかサポートコールにつきましては、本年度の利用件数につきましては3件、延べでは9件となっております。この周知方法といたしましては、サポートコールを学校教育課のホームページに掲載したり、また、案内用のチラシを各学校に配布して、利用していただくようお願いしているところでございます。

なお、亀岡市教育研究所の教育相談においても、いじめや不登校の相談窓口としての活動をしておりまして、このことについても、各学校に掲示ポスター等を配布して、周知しているところでございます。

以上です。

P.141

◆（山本由美子議員） かめおかサポートコールの利用件数が3件ということで、これは保護者の方なのか、児童生徒からなのか、お聞かせいただきたいと思います。

P.141

◎教育長（田中太郎） ちょっと相談の内容については、我々のところには届いていませんので、また改めて聞いていただければと思います。

以上です。

P.142

◆（山本由美子議員） それでは、この利用件数が、いじめの件数からしたら余りに少ないというふう考えるのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

P.142

◎教育長（田中太郎） サポートコールにつきましては、もともとは生徒指導上の課題に対するサポートチームを編成したときに設定したものだというふうに思いますが、いじめ相談についても、今現在は教育研究所のほうの相談が主になっているといいますか、子どもたち、保護者も含めてですが、教育相談所の相談に頼っているところが大変大きいというふうに考えています。

以上です。

P.142

◆（山本由美子議員） わかりました。

今、相談体制についてお伺いしたのですけれども、これからはこれまでの相談窓口に加えて、子どものいじめの早期発見・解消に向けて、多くの若者がなれ親しむLINEなどのSNSの活用が期待されております。最近の若年層の交流手段は、音声通話よりもSNSの活用が多くなっています。総務省の調査によりますと、10代が平日に携帯電話で話す時間は平均で2.8分にすぎませんが、SNSを利用する時間は57.8分にも上ります。子どもにとって身近にな

りつつあるSNSやアプリを活用したいじめ相談体制の構築について、本市の考えをお尋ねいたします。

P.142

◎教育長（田中太郎） 小・中学生を対象にした、SNSアプリを活用したいじめ相談体制についてということですが、小・中学生のスマートフォン所持あるいは利用については、意見も多様であるということで、当面はこれについては実施しないというふうに考えております。現在、京都府教育委員会のほうで取り組みをしようということを知っておりますので、こうした取り組みも参考に、今後のあり方について、引き続き研究してまいりたいと思っております。

以上です。

P.142

◆（山本由美子議員） このSNSというのは課題も多くあるかと思いますが、何よりも子どもにとって気軽に相談できるということが、一番の利点になっております。悩みが深刻化する前に、早期発見・解消につなげることが期待できますし、もう既にアプリでは千葉県の柏市、LINEでは滋賀県大津市とか長野県で導入されておりますので、そういう先進自治体も研究していただきながら、子どもたちの命を守り、安心して学校に通えるように、SNSを活用した相談窓口を構築していただくことを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは最後ですが、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び危機管理体制について、お伺いいたします。

日本では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命された事例もふえています。しかしながら、いまだなお、全国で毎年約7万人が心臓突然死で亡くなっており、学校においても毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しています。そこで、本市の小・中学校におけるAEDの設置状況について、お尋ねいたします。

P.143

◎教育長（田中太郎） AEDにつきましては、現在、各学校に1台設置しているところでございます。万一の際に、先生方が使用しやすい場所ということで、職員室前の廊下であったり、保健室前の廊下等に設置しているところでございます。

以上です。

P.143

◆（山本由美子議員） 今、御答弁の中に、職員室や保健室の前の廊下にAEDを設置している学校があるということで、聞かせていただいたのですが、日本循環器学会における提言、「学校での心臓突然死ゼロを目指して」の中に、学校内のAEDの設置推奨場所が示されております。AEDの配置に当たっては、使われる可能性の高い場所からのアクセスを意識する必要があるとされ、小・中学校内の心停止発生場所として、グラウンドが53%、プールが19%、体育館が13%と、運動に関連した場所で起こっていることから、運動場所を意識したAED設置場所を強く推奨されております。また、学校内のどこからでも片道1分以内に取りに行ける場所への設置も推奨されておりますことから、各学校において、現在設置している場所で本当にいいのかということで、改めて点検していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

P.143

◎教育長（田中太郎） 今、職員室前とか、保健室前というふうなことを例示として挙げましたが、それぞれ学校のほうで、例えば体育館の玄関前といいますか、そうしたところに配置していただいたり、いろいろな工夫をいただいておりますので、今、議員御指摘の件については、改めて点検させていただきたいと思っております。

以上です。

P.143

◆（山本由美子議員） よろしくお願いたします。

また、AEDの設置場所については、教職員や児童生徒全員が知っておくというのはもちろんなのですが、保護者の方であるとか、来校された方にもわかるように、玄関口ピーとか、設置されている場所の廊下ですとかに、AEDの設置場所を示す看板というか、ラミネートではとるか、そういうふうにご検討をいただいて、掲示する工夫というものをいただけないかということで、質問させていただきたいと思っております。

P.144

◎教育長（田中太郎） それぞれ、AEDについてはわかりやすい箱に入れて、保存しておりますので、一定、いろいろな機会に、保護者の方々等も含めてですが、見ていただけるように、またこれからも指導していきたいというふうに思っております。

P.144

◆（山本由美子議員） はい、よろしく願いいたします。

それでは次に、休日や夜間に、体育館やグラウンドにおいて活動を行う部活動や、少年サッカー、少年野球、また地域の方が行うスポーツなどの活動中の心停止にも対応できるよう、配慮していくことも必要ではないかと考えます。部活動など、休日や夜間の活動に対応する観点から、AEDを屋外に設置する考えはないか、お尋ねいたします。

P.144

◎教育長（田中太郎） 学校のさまざまな活動に際しては、教職員が必ずついておりますので、そういう意味では、現在の設置状況で十分対応できるというふうに考えております。

一方で、校舎が施錠されている場合でも、専用のボックスを設置して、屋外に移している自治体があることも承知しておりますが、屋外に設置した場合、休日あるいは夜間の管理が大変難しくなって、いたずら等の可能性があるということで、現在のところ移設する予定はしておりません。小・中学生の子どもたちのためにということで、現在設置しておりますので、社会体育等の関係者については、できる限り先生方が学校にいるときには使えるような対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

P.144

◆（山本由美子議員） 今現在は考えていないということですが、学校を利用される方がやっぱり多いですし、そういうことで、学校内の安全が確保できるようにということも、考えていく必要があるというふうに思います。

大阪府の松原市ですとか、兵庫県の伊丹市なんかも、やっぱり近隣の方にも安全に暮らしていただけるようにということも含めて、屋外に設置されております。敷地内ですので、いたずらは今のところないということで、盗難のことも警報ブザーが鳴りますし、また、リースで借りているので、盗難があった場合にはすぐ補充していただけるという契約もされているということでしたので、そのあたりもまた今後、考えていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは次に、AEDが設置されていたにもかかわらず、それが適切に、使われずに失われた命も少なくありません。

平成23年9月、さいたま市の小学校6年生の女子児童が、駅伝の練習中に倒れ、保健室に運ばれましたが、教員らは呼吸があると判断し、心肺蘇生法やAEDを使用しませんでした。しかし、約11分後の救急隊到着時には、心肺停止となっていました。呼吸があるように見えたのは、心停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性がありました。

そこでお伺いいたします。

本市における教職員へのAED講習の実施状況、危機管理体制の整備について、具体的な取り組みをお尋ねいたします。

P.145

◎教育長（田中太郎） 各学校におきましては、こうしたAEDの利用に関する講習について、学校ごとに消防署員等を招いて、心肺蘇生あるいはAEDの活用についての講習を定期的に行っていたいただいているところでございます。また、危機管理マニュアルに基づきまして、もしものときに備えた対応訓練等も行なうなど、体制整備に努めているところでございます。

以上です。

P.145

◆（山本由美子議員） それでは次に、初めにも紹介しましたが、学校において、毎年100名近くの児童生徒が亡くなっていることから、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は、広がりつつあります。

本市の小・中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と、今後の方向性をお聞かせください。

P.145

◎教育長（田中太郎） 心肺蘇生法に関する教育ということでございますが、中学校におきましては、2年生の保健分野の授業の中で、消防署等から講師を招くなどしまして、心肺蘇生法やAEDを用いた実技などを実施しているところでございます。これは既に、教科書等にも記載されている中身ですので、全ての学校で実施しているところでございます。

小学校におきましても、一部の学校では、今言ったような心肺蘇生、あるいはAEDの使い方等についての講習も実施していただいているところでございます。

以上です。

P.145

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

子どもの時期から繰り返し救命法を学ぶことで、成長してから、社会に出てからも役立つ、有効なスキルになるということで、提言の中でも言われておりますし、また、命を救うことを学ぶことによって、他人の命を大事にする心、また共助の精神が育まれるということもありますので、できたら小学校のほうも、AED、高学年の方から実施していただくという方向で、すぐに全校というわけにはいかないですけれども、できるところからしていただきたいと思います。

学校の子どもの心臓突然死というのは、めったにないことなのですけれども、そのめったにないということが、予期せぬときに起こります。将来を担う大切な命が、ほんの一瞬で失われることのないように、心肺蘇生教育の充実と、学校の危機管理体制の拡充をお願いいたしまして、全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございます。